

様式 1

年 月 日

群馬県知事 様

申請者（第一種動物取扱業又は動物診療施設の申請者）

氏名

（法人にあっては法人の
名称及び代表者の氏名）

住所 〒

電話番号

メールアドレス

（事務担当者氏名 ）

（代表者と事務担当者が
別の場合）

ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録申請書

ぐんま犬猫パートナーシップ制度実施要領第6に基づき、以下のとおり申請いたします。

1 登録事業所の情報（第一種動物取扱業の登録内容又は動物診療施設の届出内容を記載）

事業所の 名称							
事業所の 所在地 及び連絡先	〒 (電話番号)						
業 種	☐ 第一種動物取扱業 ☐ 動物診療施設						
第一種動物 取扱業の 登録業種 (第一種動物取 扱業の事業所は 記載)	☐ 販売	(登録番号:)	(登録期間:)	年	月	日	～ 年 月 日)
	☐ 保管	(登録番号:)	(登録期間:)	年	月	日	～ 年 月 日)
	☐ 展示	(登録番号:)	(登録期間:)	年	月	日	～ 年 月 日)
	☐ 訓練	(登録番号:)	(登録期間:)	年	月	日	～ 年 月 日)
	☐ 貸出し	(登録番号:)	(登録期間:)	年	月	日	～ 年 月 日)
	☐ 競り売り	(登録番号:)	(登録期間:)	年	月	日	～ 年 月 日)
	☐ 譲受飼養	(登録番号:)	(登録期間:)	年	月	日	～ 年 月 日)

2 登録基準

申請する事業所は、次の登録基準を満たします。（該当するものにチェックを記載）

(1) 全ての事業所に共通する基準

- ☐ ア 本申請書の3 確認事項（1）について、1項目以上実施します。
- ☐ イ ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録証及び本制度の登録を示すポスター又はステッカーを顧客が見やすい場所に掲示します。
- ☐ ウ 申請者及び事業所は、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、群馬県動物の愛護及び管理に関する条例（※）、獣医療法及びその他関係法令を遵守しています。
※前橋市又は高崎市に所在する事業所の場合は、それぞれ前橋市又は高崎市の同条例に読み替える。

(2) 犬猫販売を行う事業所の基準（販売事業者以外はチェック不要）

- ☐ ア 飼い主に対して、以下の項目について誓約を交わした上で販売します。
- (ア) 飼育可能な住宅に住居していること
 - (イ) 終生飼育すること
 - (ウ) 万一飼えなくなった際には、責任を持って新たな飼い主を探し、安易に放棄しないこと
- ☐ イ 販売前に飼い主に対し、「ぐんま犬猫パートナーシップ事業所適正飼養説明項目（別紙１）」に記載する事項の説明を十分に行います。
- ☐ ウ 犬猫へのマイクロチップ装着及びその登録について、法令に基づいて取り扱うとともに、顧客へ丁寧に説明し、普及のための周知を行います。

3 確認事項

(1) 犬猫の適正飼養の普及や譲渡の推進に関する以下の事項について、実施する項目は次のとおりです。

- ☐ ア 適正飼養の普及等に関するチラシ等を店頭に設置します。
- ☐ イ 適正飼養の普及等に関するチラシ等を顧客に配布します。
- ☐ ウ 群馬県が提供する適正飼養の普及等に関する情報を、事業所のホームページ等に年１回以上掲載します。
- ☐ エ 飼い主に対して、適正飼養を継続して指導・アドバイスします。

(2) 実施に際して必要な情報は次のとおりです。

県ホームページの一覧に 事業所名と所在地を掲載	☐ 希望します。 ☐ 希望しません。
県ホームページの一覧から 事業所のホームページへリンクをする	☐ 希望します。 ☐ 希望しません。 ☐ 事業所のホームページなし。
事業所のホームページアドレス	
大型の啓発ポスター掲示 (大型・・・A2 や A1 など)	☐ 可能です。 ☐ 不可です。

4 添付書類

- ☐ 本制度の登録証・ポスター・ステッカーの掲示予定場所の写真
- ☐ 適正飼養の普及等に関するチラシ等の設置場所の写真
- ☐ 販売時説明に使用する資料（犬猫販売を行う事業所のみ）

5 登録時に記載した情報を変更する場合の確認事項（全ての事業所）

- ☐ 本制度に登録したのち、以下の項目を変更した場合は、ぐんま犬猫パートナーシップ事業所変更届出書（様式５）を提出します。
- (1) 申請者の情報（氏名（法人にあっては法人の名称及び代表者の氏名）・住所）
 - (2) 登録事業所の情報（事業所の名称・所在地・電話番号・メールアドレス）
 - (3) 「3 確認事項」に記載した実施項目及び情報
 - (4) 「4 添付書類」において添付した販売時説明に使用する資料の内容